



Q1 「奨学金継続願」を入力すれば、4月以降も必ず貸与を受けることができますか。

A1 「奨学金継続願」の提出後、学校にて学業成績等を審査し、奨学金継続の可否を判断します。
したがって、「奨学金継続願」を提出しても必ず継続貸与されるとは限りません。

Q2 「奨学金継続願」を入力しないまま入力期限を過ぎるとどうなりますか。

A2 【貸与奨学金】未提出者は「廃止」となり、奨学生としての資格を失い、翌年度4月以降は奨学金が振り込まれません。なお、翌年度4月以降の貸与奨学金の継続を希望しない方は、「奨学金継続願」の提出（入力）の際に、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

Q3 スカラネット・パーソナルにログインできません。

A3 スカラネット・パーソナルを利用するには事前登録が必要です。今年度入学した方や、今年度から奨学金を利用し始めた方で、未登録の方は、「新規登録」に進んでください。なお、登録には、奨学生番号や奨学金振込口座番号などが必要です。奨学生番号は「奨学生証」で確認してください。どうしても分からない場合は、学籍番号・氏名を明記して学生係（koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp）にご連絡ください。

また、パスワードを忘れた場合は「ユーザID・パスワードを忘れた場合」に進んでください。

Q4 給付奨学金と貸与奨学金（第一種・第二種）の併用貸与を受けている場合は、継続願を3回入力するのですか。

A4 今年度から給付奨学金の継続願は不要となりました。代わりに Forms「学修意欲についての確認」に回答してください。

貸与奨学金（第一種・第二種）については、それぞれの継続願を入力してください。

Q5 貸与奨学金を3月までで辞退したい場合はどうすればよいですか。「奨学生継続願」は入力しなくてよいですか。

A5 いいえ。辞退したい場合も必ず入力してください。「奨学金継続願」の入力画面に「奨学金の継続を希望しません」という選択肢がありますので、これを選択してください。この手続きにより、貸与奨学金を3月までで辞退することができます。辞退した場合は、後日、奨学金返還のための口座振替（リレー口座）の手続きをして「預・貯金者控」のコピーを学校に提出し、引き続き在籍する場合はスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出（入力）してください。口座振替（リレー口座）と在学猶予手続きについては、5月以降に学生係から九工大メールあてに連絡をし、書類を配布します。重要な書類ですので、メールを見落とさないよう注意し、必ず受け取りに来てください。

Q6 4月から「休学」します。「奨学生継続願」の入力はしなくてよいですか。

- A6 いいえ。4月から休学する場合でも、復学後に奨学金を継続するためには今回の継続願が必要です。なお、復学後に奨学金が不要な場合は「辞退」となりますので、上記同様、今回の継続願で「継続を希望しない」と入力する必要があります。
- ただし、今年度中に休学する方は、継続手続きは不要です。手続きについて説明しますので、学生係窓口に来てください。

Q7 留年しそうです。「奨学生継続願」の入力はしなくてよいですか。

- A7 いいえ。留年する可能性がある場合も、「奨学金継続願」の入力は期限までに行ってください。年度末に学校が学業成績を確認し、本当に留年が確定していた場合は、学校が「廃止」の処理を行いますので、入力の際は、継続を希望するかどうか、その時点での意思表示をお願いします。

Q8 振込月額が0円（給付奨学金が停止中のため・第一種奨学金が給付奨学金との併給調整により停止中のため等）の場合は、「奨学生継続願」の入力はしなくてよいですか。

- A8 いいえ。振込月額が0円の場合も、「奨学生継続願」の入力が必要です。給付奨学金は、現在停止中でも、次回の適格認定（家計）（10月～）によって、支援区分が変わり、給付奨学金の支給が再開したり、第一種奨学金の振込が再開したりする可能性があります。
- なお、第一種奨学金が不要な場合は「辞退」の手続きとして、今回の継続願で「継続を希望しない」と入力してください。

Q9 スカラネット・パーソナルで確認できる「貸与額通知」の内容を連帯保証人（親権者）及び保証人に見せる必要はありますか。

- A9 連帯保証人・保証人は、あなたの将来の返還を保証する方たちですので、現時点での貸与総額や、「返還誓約書」で約束したとおりに貸与を受けていることを確認していただく必要があります。連帯保証人、保証人はもちろん、機関保証選択者であっても未成年者の場合は必ず親権者（父母等）に内容を確認してもらってください。

Q10 「奨学金継続願」の記述式の部分でエラー表示が出てしまいます。

- A10 文字数が制限内に収まっているか、使用できない文字を使用していないか、改行により文字数が多くカウントされていないかを確認してください。また、「継続願提出画面」各画面の右上部分にある「入力方法」ボタンをクリックすると入力に関する説明が表示されます。

※**全角** 200 文字以内で入力してください。半角数字は使用できません。

※【使用できない文字の例】半角文字、外字、丸数字、ローマ数字、1 文字の（株）など

Q11 「奨学生継続願」の入力後、受付番号を控え忘れ／確認画面を印刷し忘れました。

A11 受付番号・印刷忘れは問題ありません。継続願が提出できているかどうかは、「奨学金継続願提出」画面から各自確認してください。また、入力期間中は、ご自身の入力内容をスカラネット・パーソナルから確認することができます。

Q12 ≪貸与奨学生≫収入・支出の金額は1円単位まで必要ですか。

A12 万円単位です。千円以下は切り捨て、「整数」で入力してください。

例：535,800 円 → ○ 53 万円 × 53.5 万円

Q13 ≪貸与奨学生≫新入生でも2023年12月から2024年11月分の学生本人の収入・支出を入力するのでしょうか。

A13 2024年4月入学生は、2024年4月～11月の8ヶ月分の収入・支出を入力してください。

Q14 経済状況、学生生活の状況はどのように書けばいいですか。

A14 記述欄には、継続を希望するに至る経済状況と、奨学生としてふさわしい生活をしている旨、140文字以上（目安）200文字以内で具体的に文章を書いてください。

Q15 入力・送信完了した後に、入力内容の誤りに気付きました。

A15 至急、工学研究院事務課学生係（koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp）に連絡してください。

※誤りがないよう、送信前には必ず入力内容を確認してください。

Q16 学生係窓口へ提出する書類はありますか。

A16 原則、提出する書類はありません。ただし、入力内容や学業成績によっては、後日必要書類の提出を求めることがあります。必要な場合は、九工大メールで個別に連絡しますので、メールを見落とさないよう、こまめに確認してください。

Q17 登録している情報に変更があります。どうすればいいですか。

A17 A. 本人の電話番号・住所変更の場合

継続手続きの入力画面で変更できます。入力する際は、半角英数に気を付けてください。文字を含む入力箇所では、英数は全て大文字となります。※給付奨学生及び第一種奨学生の方で、通学形態（自宅→自宅外・自宅外→自宅）が変わる方は、至急学生係窓口にご連絡ください。

B. 連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先に登録している人の住所変更の場合

継続手続きの入力を済ませてから、学生係窓口にご連絡ください。

C. 電話番号（本人以外）・メールアドレス・勤務先の変更の場合

貸与中に変更することができません。貸与終了後に、スカラネット・パーソナルから各自変更してください。

Q18 学業成績の適格基準を教えてください。

A18 貸与奨学金・給付奨学金それぞれの適格基準は下記のとおりです。

どちらの奨学金も、学業不振により**留年が確定すると「廃止」**の処置が取られます。廃止とならないよう、今年度の残りの授業・試験に取り組んでください。

《貸与奨学金》

下記のいずれかに該当する場合は「廃止」となります。

- (1) 留年（卒業延期・修了延期）が確定した者、または卒業延期の可能性が極めて高い者
- (2) 当年度の修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない者

《給付奨学金》 → 次のページへ

◀ 給付奨学金 ▶

廃止	<p>以下の<u>いずれか1つでも該当</u>する場合、「廃止」（打ち切り）となります。</p> <p>(1) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合</p> <p>(2) 修得単位数の合計数が標準単位数^{*1}の5割以下の場合</p> <p>(3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと大学が判断した場合</p> <p>(4) 連続して「警告」に該当した場合</p> <p>【給付型奨学金の返還が求められる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学から懲戒処分（退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学）を受けた場合 ・学業不振^{*2}に斟酌すべきやむを得ない事由^{*3}がない場合 <p>(*1) 標準単位数 = (卒業要件単位数) ÷ 4 × (在学年数) 各学年における標準単位数は、1年次生：31単位 2年次生：62単位 3年次生：93単位。</p> <p>(*2) 「学業不振」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 <p>(*3) 「斟酌すべきやむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合をいう。学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には該当しない。</p>
停止	<p>以下に該当する場合、「停止」となります。</p> <p>(1) 連続して「警告」に該当した者のうち、2回目の「警告」事由が「GPA^{*4}が所属する学科・類の下位1/4に属する場合」のみの場合 ただし、3回連続して「警告」に該当した場合は除く</p>
警告	<p>以下の<u>いずれか1つでも該当</u>する場合、「警告」となります。</p> <p>(1) 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合</p> <p>(2) GPA^{*4}が所属する学科・類の下位1/4に属する場合</p> <p>(3) 出席率8割以下など、学修意欲が低いと大学が判断した場合</p> <p>(*4) GPAは、単年度の学業成績により算出し、判定する。</p>

Q19 令和7年度4月の奨学金振込日はいつですか。

A19 2025年4月21日(月)予定です。

4月・5月の振込は、ほかの月と異なり、月の中旬～下旬に行われます。

■ 問い合わせ先 ■ 工学研究院事務課学生係 koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

学生係窓口またはメールにて質問を受け付けます。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

メールの際は、学籍番号・氏名を明記してください。

対応時間：平日 8:30-17:00（土日祝・年末年始のぞく）